

平成25年1月23日

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬直己様

要 求 書

原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要求



(第2回桑折町放射能対策推進町民会議)

桑折町放射能対策推進町民会議会長

福島県桑折町長 高橋宣博

原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要求

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から1年10ヶ月が経過した今も、我々桑折町民は、放射能による健康への不安や風評被害に苦しめられながらも、懸命に復旧・復興に努力を続けている。

桑折町民の思いは、一日も早く原子力発電所事故以前の生活を取り戻すことにあり、今後も引き続き東京電力株式会社に対して、更なる原子力発電所事故対策を求めていく決意である。

10月26日東京電力株式会社に対して要求書を提出したが、その内容は到底納得できるものではない。

よって、町民1万3千人の総意として東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対策を進めるために下記事項を要望するので、平成25年2月15日までに、明確かつ具体的な回答をされるよう強く要求する。

記

1. 福島県内にある原子力発電所は全て廃炉にすること。
2. 自主的避難等に係る平成24年9月以降の損害についても、子供・妊婦はもとより、その他の者についても賠償の対象とするとともに、避難者に限定することなく滞在者に対しても確実に賠償を行うこと。
3. 事業者や自治体を実施する風評被害を最小限にとどめるための対策等に要する費用についても、最後まで確実に賠償を行うこと。
4. 平成24年2月2日付の桑折町水道事業の費用に係る損害賠償請求、平成24年10月5日付の桑折町一般会計に係る損害賠償請求及び平成24年12月19日付の桑折町水道事業逸失利益及び人件費に係る損害賠償請求について、今年度中に確実に賠償を行うこと。
5. 食品検査費用、空間線量検査費用、内部被ばく検査実施に伴うホールディカウンター等の購入等に要する費用について、明確な「賠償基準」を早急に示し、确实、迅速に賠償を行うこと。
6. 原子力災害対応費用、地域振興・復興費用、人件費、除染費用の追加的費用、税込減少、逸失利益についても明確な「賠償基準」を早急に示し、确实、迅速に賠償を行うこと。
7. 被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底して、消滅時効の援用は行わないこと。